

特別徴収税額の徴収及び納入方法など

(1) 特別徴収税額の徴収

「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に、各従業員等（納稅義務者）の特別徴収税額が記載されていますので、6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与の支払の際に、当該月の税額を徴収してください。なお、特別徴収税額が均等割額（5,500円）のみの方については、最初の徴収月にその全額を徴収してください。

(2) 特別徴収税額の納入

ア. 納入方法

各従業員等（納稅義務者）から徴収した月割額の合計を「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に同封の納入書で納入してください。また退職手当等の支払があり、退職手当等に対する個人市民税・県民税（所得割）が生じた場合には、月割額とあわせて納入して下さい。なお、金融機関の地方税納入代行サービスをご利用されている場合などで、給与支払報告書（総括表）の提出の際に「納付書不要」と記入いただいた場合は、納入書の用紙は同封しておりませんので、納入書が必要になった場合は、日田市役所税務課（TEL 0973-23-3111 内線164）までご連絡ください。

イ. 納入期限

納入期限は、月割額を徴収した月の翌月10日（土曜日、日曜日または休日のときは、その翌開庁日）となっており、納入書にも各月毎の納期限を記載しています。納期限までに納入がない場合は、後日、督促状等をお送りする場合がありますのでご留意ください。また、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じて、延滞金を負担していただくことになりますので、期限内納付をお願いします。

ウ. 納入書の取り扱い

納入書に毎月の納入金額を記入して、金融機関等で納入してください。納入書用紙は14枚つづりで末尾の2枚（予備）を除き、それぞれ納入月別に納期限を記載しておりますので、必ず当該月の用紙をご使用ください。

(3) 納入場所

各従業員等（納稅義務者）から徴収した個人市民税・県民税の納入場所は、次のとおりとなっています。なお、ゆうちょ銀行および郵便局のうち、下記の県以外のゆうちょ銀行および郵便局で新たに納入を希望される場合は、そのゆうちょ銀行および郵便局を本市の取扱郵便局として指定する必要がありますので、特別徴収税額通知に同封しています指定通知書を当該ゆうちょ銀行および郵便局の窓口へ提出してください。

【納入場所一覧】

◎日田市公金収納取扱金融機関・収納代理金融機関

大分銀行 大分県農協 大分大山町農協 福岡銀行 筑邦銀行 西日本シティ銀行
豊和銀行 日田信用金庫 大分県信用組合 九州労働金庫

◎ゆうちょ銀行および郵便局

沖縄県を除く九州7県に所在するゆうちょ銀行および郵便局

◎市役所、振興局、振興センターの収納窓口

※金融機関の地方税納入代行サービスをご利用になるときは、通知書に記載しております特別徴収義務者指定番号、市町村コード「442046」等を正確に金融機関にご連絡ください。

(4) 特別徴収税額の納期の特例（年2回納入の特例）

給与の支払いを受ける従業員等（納税義務者）が常時10人未満（日田市以外の従業員含む）の事業所で、市長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間についてはその日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事業所において支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を各期間の最終月（11月、5月）の翌月10日までに納入することが出来ます。

ただし、当市の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると判断される場合は、申請が却下されることがあります。また承認後、受給者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨その他必要な事項を記入した届出書を提出しなければなりません。

(5) 特別徴収税額の期限後納入

■延滞金について

納期限までに特別徴収税額を納入されない場合には、日田市税条例の規定により、納期限の翌日から納入の日までの期間に応じて計算した延滞金がかかります。

■督促および滞納処分について

納期限までに特別徴収税額を納入されない場合は、督促状を発して納入の督促を行います。

また、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金・延滞金が納入されない場合には滞納処分を受けることになりますので、期限内納入をお願いします。